

令和 7 年 10 月 31 日

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所

二子玉川北地区 堤防天端の一般開放についてのお知らせ

京浜河川事務所では、この度、説明会参加者からいただいたご意見、事前に確認した専門家の意見、過去のワーキングの経緯、河川法の目的である「公共の福祉の増進」等を総合的に判断して、令和 7 年 11 月中旬ごろに一般開放いたします。

1. 一般開放時期

令和 7 年 11 月中旬ごろ

2. 一般開放区間

右図のとおり



3. 堤防天端の一般開放に関する京浜河川事務所の考え方

裏面をご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 流域治水課

メール：ktr-keihinchousa1@ki.mlit.go.jp

TEL：045-503-4008 FAX：045-503-4058

令和 7 年 10 月 18 日開催 天端通行対策に係る説明会 議事要旨について

本要旨につきましては、以下のホームページに掲載しております。

■ 掲載先 URL

<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin01502.html>

また、ホームページへは右記の QR コードからもアクセスいただけます。

※この度、二子玉川地区堤防整備事業のホームページのリニューアルを行い、より見やすく情報を採しやすい構成としました。当ホームページでは、これまでの経緯についても詳しくご紹介しております。ぜひご確認ください。



京浜河川事務所 HP
(二子玉川地区堤防整備事業)

堤防天端の一般開放に関する京浜河川事務所の考え方

1. 植生の生育状況・プライバシー対策について

- (1) 植生は十分に根付いており、今後の成長も見込めると判断しております。
- (2) 現在の堤防天端状況に関して、法律上の規定をふまえて皆様のプライバシーを侵害していることにならないかどうかということは、個別に検討を行っております。趣旨として、民法 235 条に人の宅地を見通すことのできるところに窓・縁側をつけるものは 1m 以上離さなければならないという規定があり、それ以上近くに設置する場合は目隠しをつけるということになっています。今回のケースでは、堤防の一番近いところから窓の一番近いところまで 3m 以上ですので、民法に抵触することはないと判断しております。過去のワーキングから目隠し用の樹木も了解いただいたということと合わせ、適切な対応であると考えております。

2. 防犯対策について

- (1) 近隣マンション住民の皆様からのご意見を踏まえ、上下流側のフェンスの嵩上げ、堤防天端の植栽等を行いました。
- (2) 京浜河川事務所として本地区に詳しい防犯の専門家に対して意見も伺い、「国が実施した工事（木を伐採して堤防を構築）によって、防犯上の治安が悪くなったとは思えない」との見解をいただいております。
- (3) 行政側で出来得る対策は行いましたので、マンション単位や各戸での対応もご検討ください。

3. 環境面への配慮について

- (1) 今回整備した堤防は、過去のワーキングで皆様から頂いたご意見を踏まえ、特殊堤構造とすることで、元々あった樹木を最大限可能な限り樹木を残させていただきました。
- (2) この区間の野鳥類は主に兵庫島公園内の樹木にて生息・繁殖しております。堤防整備にあたり、河岸の樹木も可能な限り多く残して特殊堤にしたことから大きな影響はないと考えています。

4. 堤防天端の一般開放について

- (1) 河川管理者として、説明会参加者からいただいたご意見、事前に確認した専門家の意見、過去のワーキングの経緯、河川法の目的である「公共の福祉の増進」等を総合的に判断して、令和 7 年 1 月中旬ごろに一般開放いたします。

迷惑行為等への対応について

一般開放後において、迷惑行為等への対応について相談事がありましたら、その際は下記までご連絡ください。

国土交通省京浜河川事務所田園調布出張所 電話：03-3721-4288

世田谷区玉川総合支所街づくり課 電話：03-3702-2179

※既存の道路における放置自転車のご相談は、下記までご連絡ください。

世田谷区自転車コールセンター 電話：03-3424-4191